

塩竈市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づく
看護小規模多機能型居宅介護事業者の募集について

募集要項

令和8年3月

塩竈市

1. 募集の趣旨

塩竈市では、「いつまでも自分らしく安心して暮らせるまち」を基本理念とした「塩竈市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「第9期計画」という。）に基づき、介護サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、第9期計画に基づく看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を公正かつ円滑に進めるために行うものであり、指定に先立ち希望する事業者を募り、指定候補事業者を選定するものです。

2. 指定候補事業者の選定方針

- (1) 第9期計画に沿っていると同時に、地域における高齢者の在宅生活を支える介護サービスを提供できる事業所を運営することが期待される事業者を選定するものとします。
- (2) 役員等が福祉の増進に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人及び事業運営が確実な計画を有する事業者を選定するものとします。
- (3) 法人経営の安定性、地域福祉への貢献度、期待されるサービスの質、事業所の立地、事業の推進体制など多角的な視点から検討・審査し、長期的に安定した運営が期待される事業者を選定するものとします。

3. 募集する地域密着型サービスの種類等

今回募集する地域密着型サービスの種類等は、次のとおりです。

地域密着型サービスの種類	整備数	定員	募集圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1か所	29人 (宿泊：7人)	塩竈市内

4. 事業者の応募資格

応募可能な事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して運営する能力、資力等を有する法人であること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令に適合していること。（又は事業開始までに適合することが確実であること。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく整理手続き中の法人でないこと。
- (6) 国税・地方税に滞納がない法人であること。
- (7) 所管庁の監査、指導検査において重大な指摘を受けていないこと。

- (8) 補助金や給付金を不正に受給していないこと。
- (9) 塩竈市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 36 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (10) 応募時点で 3 年以上の介護保険法の規定に基づく居宅サービス（福祉用具貸与、特定福祉嗅具販売に係る事業を除く。）、施設サービス又は地域密着型サービスの提供実績があること。医療系サービスの実績が 3 年以上ある場合も可とする。

5. 応募要件

応募に当たっては、以下の要件を満たしていること。

(1) 基本的要件

- ① 事業所の整備に当たっては、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）などの関係法令を遵守することとし、必要に応じて、関係機関と事前に協議したうえで、整備計画を策定すること。
- ② 事業所の指定に係る人員・設備・運営基準等をすべて満たし、令和 8 年度中に事業所の整備を完了し、速やかに開設すること。事業所の整備が令和 8 年度末までに完了しない場合は、高齢福祉課に事前に報告すること。なお、正当な理由なく開設が遅延した場合、選定を取り消すことがあること。

(2) 土地・建物要件

- ① 整備予定地は市内の市街化区域（工業専用地域は除く）内とすること。
- ② 整備予定地が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。
- ③ 整備予定地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条で定められた土砂災害警戒区域に指定されていないこと。
- ④ 整備予定地は、自己所有もしくは賃借等により確保されている、または確保できることが確実であること。

賃借物件を利用して実施する場合は、土地・建物ともに長期（原則 10 年以上）にわたる契約がなされ、事業の継続性が十分確保されていること。賃借料は相場等と比較して適正な価格であること。
- ⑤ 応募後の整備予定地の変更は認められないこと。
- ⑥ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による建築確認を受けて建築された建物の場合、平成 18 年 1 月 26 日付け国土交通省告示第 184 号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は、平成 26 年 11 月 7 日付け国住指第 2850 号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」に定める耐震診断及び耐震改修を受けてい

ることが必要となります。

- ⑦ 建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び騒音、煤煙、悪臭、振動等の公害について十分考慮されたものとします。
- ⑧ 地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流・理解・協力が必要不可欠であるため、開設までに地元自治会、近隣住民に対して十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠意をもって対応すること。

(3) 資金要件

施設の整備及び開設に係る準備経費は、自己資金、借入金及び補助金により確保していること。ただし、補助金は必ず交付が受けられるものではないことや国・県・市の財政状況によっては見込んだ補助額を下回る可能性があるため、余裕をもった資金計画とすること。

6. 応募の無効・取消し

- (1) 応募書類等の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合やプレゼンテーション審査等において虚偽の説明等を行った場合は、応募を無効とする。
- (2) 業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募事業者又はその関係者が直接又は間接的に市職員や選定委員等に接触した場合は、応募を無効とする。
- (3) 応募者が先述の応募資格及び応募要件を満たしていない又は満たさなくなった場合、応募を無効とする。
- (4) 選定後において、達成見込みであった事項について達成できない場合、今回の応募内容に重大な変更が生じた場合、または上記(1)から(3)までの事項に該当したことが判明した場合は、選定を取消しとする。
- (5) 上記のほか、市長が不相当と認めた場合

7. 応募手続きに係る留意事項

- (1) 応募が1者のみであっても、審査の結果、適正な事業運営が見込まれない場合は、選定しないことがあります。
- (2) 事業計画における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求、応募の無効や整備事業者を選定されなかったこと、また選定が取り消されたことなどによる損害等について塩竈市は一切責任を負いません。
- (3) 今回提出された一切の応募資料作成に係る費用は、応募事業者の負担とします。
- (4) 提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、市が必要と判断した場合には、書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出書類は、不備・不足等の有無にかかわらず受理しますが、受付期間内に提出書類がすべて整わない場合や市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合は、応募を辞退したものとして処理します。
- (6) 審査の公正・公平性を担保するため、応募書類の内容等について関係機関に照会する

場合があります。

- (7) 応募資料は、審査・選定後いかなる理由があろうと返却しません。
- (8) 応募後に応募を辞退される場合は、「応募申込辞退届出書（様式 16）」を提出するとともに、市の指示に従ってください。また、応募辞退後は、いかなる理由があっても募集期間内の再応募は認めません。
- (9) 指定候補事業者として選定された後に、県及び市との協議のうえ事業計画を変更していただく場合があります。
- (10) 指定候補事業者として選定されても、介護保険事業者の指定を確約するものではありません。また関係法令に係る許認可等を保証するものではありません。

8. 事業者選定に係るスケジュール

事業者選定に係るスケジュールは、以下のとおりです。

日 程	概 要
令和8年3月26日（木）	募集要項の市ホームページへの掲載
令和8年4月3日（金）～4月10日（金）	募集要項等に対する質問受付
令和8年4月17日（金）	募集要項等に対する質問への回答
令和8年3月26日（木）～5月15日（金）	応募書類の受付
令和8年5月下旬～6月上旬	一次審査（書類審査）
令和8年6月下旬～7月中旬	二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
令和8年7月中旬以降	事業者選定の結果通知

9. 質疑及び回答

(1) 質問方法

別紙「公募に係る質問書(様式 15)」を電子メールにて提出してください。

提出先：kaigofukusi@city.shiogama.miyagi.jp

※様式 15 に準じた様式であれば任意様式でも構いません。

(2) 受付・回答

- ・受付：令和8年4月3日（金）～4月10日（金）
- ・回答：市ホームページに掲載します。個別の連絡・回答は行いません。
- ・回答の公開期間：令和8年4月17日（金）～5月15日（金）

(3) 質問内容

選定基準に関することや他の応募者に関することは、お答えできませんのでご注意ください。

10. 応募方法

(1) 受付期間

令和8年3月26日(木)～5月15日(金)

※受付時間：9：00～16：30(土日祝日を除く。)

(2) 提出先

塩竈市 福祉子ども未来部 高齢福祉課 高齢者支援係

所在地：塩竈市本町1-1 壺番館庁舎1階

(3) 提出方法

事前に連絡の上、必ず持参して下さい。

※郵送・時間外及び受付期間外の提出は受付しません。

(4) 提出書類

提出書類は、別添の様式集の提出書類一覧のとおりです。様式については、市ホームページからダウンロードできます。

(ホームページURL：<https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/12/55643.html>)

※提出書類一覧に掲げるもののほか、必要に応じ追加資料を求めることがあります。

(5) 提出の留意事項

- ① 提出書類は、「提出書類一覧」の順番にファイル(A4版)に左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけ、書類全体にページを付してください。
- ② 原則、資料はA4サイズとしてください。図面等でA3サイズとなる場合は、Z折りにしてください。
- ③ 提出書類については、正本1部、副本1部、提出書類の電子データ(CD-R等)1枚を提出してください。応募事業者においても手元に当該提出書類一式の控えを保管してください。一次審査が合格の場合は、追加で6部提出いただきます。
- ④ 応募期間終了後は、法人の都合による提案内容の変更は一切認めません。なお、市が必要と判断した場合には、市から書類の追加、補正を求めることがあります。
- ⑤ 表紙と背表紙に「看護小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書」及び事業者名を記載してください。
- ⑥ 提出された書類は、原則として返却いたしません。
- ⑦ 提出された書類は、事業者の許可を得ずに公表することはありません。

11. 指定候補事業者の選定方法

応募受付後、指定候補事業者の選定は、以下のとおり実施します。

(1) 審査方法

指定候補事業者は、市及び塩竈市が別途設置する選定委員会による審査を経て、決定されます。審査方法は、下表のとおりです。

審査	審査方法	主な審査のポイント	審査主体
一次 審査	書類審査	資格要件の適否、関係法令等・市計画・方針との整合性、事業実施の確実性等	塩竈市
二次 審査	プレゼンテーション、ヒアリング	事業に対する法人の意欲・実績、堅実なサービス提供体制、サービスの質の向上の取組、地域貢献への期待度、法人経営・施設運営の安定性及び透明性等	選定委員会

※一次審査・二次審査ともに応募書類を基に審査を行いますが、二次審査時には追加でプレゼンテーション資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査項目

No	審査項目		審査のポイント
1	法人体制・組織運営	資格要件、事業・経営理念	資格要件、事業・経営理念、動機・目的
		経営の安定性等	安定性、収益性、効率性、成長性、継続性
		透明性、公平性・法令遵守	自己・外部評価、情報公開、法令・省令・基準等に対する理解・遵守、個人情報保護・守秘義務、利用料金、行政指導・行政処分・改善状況関係、ガバナンス強化
		運営実績	介護保険サービスの適格性（経験・実績・実力等）、介護保険サービスの実績
2	事業運営	運営	定員、職員配置、サービスの質の向上の取組、資金・収支、その他（先進的な取組・独自性・強味、意欲、周知・発信への取組）
		利用者対応	目指しているサービス提供のあり方、自立支援・認知症高齢者ケア、苦情等対応、人格尊重・尊厳保持、健康管理・身体機能回復・重度化対応（看取り含む）
		管理	防災・災害時・緊急時・事故・衛生・感染症の対策・対応、記録・保存
3	土地・建物等		都市計画・法令との整合性、立地条件、立地の特徴、建物の安全性・利便性・工夫・配慮、開設スケジュール、権利関係、長期安定運営の担保

4	連携・協力	協力医療機関等との連携・協力、近隣住民・関係団体との連携・協力、行政等との連携、運営推進会議の設置・開催、家族との連携・協力・支援
5	職員	職員体制(兼務・夜勤等)、人材確保、地域雇用、職員研修、資格取得、接遇向上、職場環境、処遇改善、定着率向上

(3) 応募者の事業計画が市の計画、法令、基準等に適合せず、具体的な改善が見込めない場合、事業計画に重大な課題があり実行性に疑義がある場合又は安定的に質の高いサービス提供が見込めないことが明らかである場合は、不合格となります。

(4) 提出書類の不足や記載漏れなどの不備がある場合、一次審査において不合格となる場合があります。

(5) 二次審査において、点数の最上位者（同点の場合は選定委員会にて協議、点数の下限あり）を指定候補事業者の最適者として、次順位の者を補欠事業者として選定します。

12. 事業者選定の結果の通知

事業者選定の結果は、事業者の選定後、速やかに、応募したすべての事業者に対し個別に文書で結果を通知し、併せて市のホームページで公表します。なお、電話等での問い合わせには応じません。

13. 施設等の整備・開設準備に対する補助等

(1) 指定候補事業者に選定されたとしても、必ず補助金の交付が受けられるものではありません。補助金が不交付となることも念頭に検討を進めてください。

(2) 下記の補助金は、宮城県の補助金を財源とし交付するものであり、今後補助内容が変更となる場合があります。また、事業実施の開始は、宮城県の内示後となりますのでご注意ください。

(3) 補助を受ける場合は、市の取り扱いに準拠し、一般競争入札による選定や公共工事に準じた施工管理等を実施する必要があります。

【参考】補助金について（令和7年4月1日現在）

区分	基準額
地域密着型サービス等整備等助成事業（施設整備）	1施設当たり 41,500千円
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（開設準備）	1,036千円×7名（宿泊定員数）

※注意事項：補助金は、予算の範囲内において額が決定されるため、確定されたものではありません。場合によっては、減額又は不採択になることもあります。

14. 応募書類提出先及び問い合わせ先

塩竈市 福祉子ども未来部 高齢福祉課 高齢者支援係

〒985-0052 塩竈市本町1番1号

T E L : 022-364-1204 F A X : 022-366-7167

E-mail : kaigofukusi@city.shiogama.miyagi.jp